

当サークル「クラーク水泳会」における新型コロナウイルス感染防止対策

クラーク水泳会代表 歯学部二年 平尾聡理

作成日 令和3年3月31日

- (1) 活動日1週間前から当日まで検温を実施し、37.5℃以上の熱があった者、またはその他体調不良（咳嗽、くしゃみ、鼻水、呼吸困難、嗅覚・味覚異常など）のあった者は活動に参加しない。
- (2) プールとプールサイド以外の場所ではマスクを着用する。
- (3) 不必要な会話、大声での指導・応援をしない。また、当分激しい運動は控え呼気の飛散を防ぐ。
- (4) 必要事項も可能な限りメール又はLINEで連絡する。
- (5) マネージャーによる合図は原則一つの笛によるものとし、担当を決めこれを共有しない。また、活動前後にストップウォッチ・笛の消毒を行う。
- (6) 活動前後に各自手指のアルコール消毒を徹底する。
- (7) 密集を避けるため、更衣室や強制シャワーを交代制にする。
- (8) 活動時は扉2カ所を開放する。
- (9) 人と人との距離を可能な限り2m以上、最低でも1m以上保つ。
- (10) 代表者は全会員に上記(1)-(9)を理解させ、その遵守状況を把握し管理する。
- (11) 代表者は、上記(1)の体調不良が見られる者を確認した場合は、活動に参加させない。
- (12) 代表者は、「課外活動及び課外活動施設利用時の感染拡大防止対策」に記載した活動時間を厳守する。
- (13) 代表者は、活動日毎の参加者名簿（氏名、学生番号、連絡先）を作成し、学務部学生支援課の求めに応じて一覧を提出する。
- (14) 参加者の中から感染者または感染が疑われる者を確認した場合は、速やかに代表者は学務部学生支援課へ連絡し、その指示に従う。
- (15) その後の課外活動及び課外活動施設使用の再開については、学務部学生支援課の指示に従う。
- (16) 感染者が発生した場合、会員は北海道大学ホームページ上の「新型コロナウイルス感染者発生時の対応について」および「学生が新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応」の最新版を確認する。
- (17) 食事会・懇親会を禁止する。
- (18) 以上の理解を会員の活動参加の条件とする。